

新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第54号**

新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則

新潟県職員職務発明規則（昭和40年新潟県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(審査会の組織) <b>第18条</b> (略) 2・3 (略) 4 委員は、管財課長、 <u>地域産業振興課長</u> 、創業・イノベーション推進課長、農業総務課長、工業技術総合研究所長、醸造試験場長及び農業総合研究所長の職にある者をもつて充てる。	(審査会の組織) <b>第18条</b> (略) 2・3 (略) 4 委員は、管財課長、創業・イノベーション推進課長、農業総務課長、工業技術総合研究所長、醸造試験場長及び農業総合研究所長の職にある者をもつて充てる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。